

もりやま

No.137

農委だより



令和4年1月1日発行
編集発行
守山市農業委員会
TEL.077-582-1152



会長より市長に「令和4年度に向けた守山市農業施策についての意見書」を手渡す。

年頭にあたって

守山市農業委員会

会長 秋山新治

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆さまには、農業委員会活動に対し格別のご理解、ご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一昨年から新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、不安を抱えつつ新しい生活様式などさまざまな取り組みを求められた一年でしたが、昨年末から感染の拡大が抑えられており、社会活動も戻りつつあるようです。しかしながら、徐々に感染者が増加しており、新変異株「オミクロン株」が発生するなど予断を許さない状況にありますので、皆さまには引き続き徹底した感染予防対策をお願いいたします。

また、コロナ禍の影響から農産物の価格の低迷があり、とりわけ米は需要の減少や在庫の影響から価格が下落しており、本市の農業の基盤である土地利用型農業に影響があるのでないかと心配しております。

本市農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地の利用の最適化」の一つである農地の集積・集約化に向けた活動に取り組んでいます。

このような時期だからこそ、ふれあうことができなくとも心で一致団結し、皆さまとともに農業振興に向け、たゆみなく推進してまいりますので、今後とも皆さまのご支援ご協力をお願い申し上げます。



農業委員

北野 豊弘

川島 忠文

林 茂一

石田 達男

木村伊太郎

寺田 久重

林 善治

下村 耕

戸田 守晃

山本麻紀代

園田 耕三

寺田 英子

秋山 新治

農地利用最適化推進委員

今井 和雄

林 宣男

岩本 剛

杉江八寿生

宮嶋 國彦

中畠 邦文

中出 克己

高橋 謙二

西村 雅行

山本 隆浩

今井 茂嗣

本城 康吉

山本 繁二

岩井 英男

西村 潔

令和 4 年度に向けた守山市農業施策についての意見書

農業委員会は、昨年の12月2日に市長に対し、令和4年度に向けた農業施策についての意見書を提出しました。

この意見書は、農業委員会等に関する法律第38条により「農地の利用の最適化に関する事項」に基づき、農業者の代表機関として意見を申し述べるものです。
(抜粋)

1 担い手への支援について

担い手の高齢化や後継者不足という現実直面しており、農地の集積・集約化をさらに進め、将来にわたる体制の整備と安定した経営基盤を確保するため、次の支援をされたい。

- (1) 毎年、担い手の高齢化等によるリタイアが散見されるため、担い手や集落営農組織の安定した経営に向け、積極的な活動ができるよう情報共有や意見交換が行える体制の創設。
- (2) 農地の集約化に向け「人・農地プラン」による地域で話し合う場を設け、情報の共有化を図り集約化を進められたい。
- (3) 認定農家が減少傾向にあることから、補助制度の拡充を図るなど認定農業者の増加につながる施策の検討。
- (4) 農業経営の発展、ひいては農業・農村の活性化につながることを期待されることから、市内で活躍されている女性農業者による組織の創設の検討。
- (5) 地域農業を持続可能なシステムに構築するため、集落におけるリーダーの育成・確保に向けた施策の検討。

2 新規就農者および農業後継者の育成について

(1) 収益性の高い作物目別のモデル収入の試算を示すための「農業ビジョン」の策定と就農者が働きやすい環境の整備。

(2) 農業に参入するには、技術の習得や初期費用の負担軽減などが課題となっていることから、離農希望者とのマッチングを行い農業のノウハウや農業機械・設備等をそのまま引き継がれるような「第三者継承」への導きをされたい。

(3) 水稲の新規就農者の育成として、兵庫県三田市のベテラン農家が実習生を受け入れ農業技術を取得する制度を参考にした制度を創設されたい。

3 農地の有効活用と遊休農地対策について

農業者の高齢化、後継者不足等により農地の保全管理や耕作ができなく遊休・荒廃化は農業問題に留まらず、「景観の破壊」・「不法ゴミ投棄」・「火災の危険」等の市民の生活環境問題にもなってきていることから、次の支援をされたい。

(1) 借り手がない畑等について、多面的機能支払交付金の地域活動にとどまらず、容易に管理や耕起作業を担う仕組みの整備。

(2) 遊休化した農地の有効活用を促進するために、市単独事業の「耕作放棄地再生利用事業」の継続に向けた予算確保を講じられたい。

(3) 「人・農地プラン」は、遊休農地発生・防止にも資すると考えることから、各地域への積極的なアプローチを実施するなど推進の強化をされたい。

(4) 遊休農地を利用して6次産業化に取り組み地域の活性化に尽力されている集落やグループ等に対しての経営の安定に向けた支援。

4 農産物価格の安定に向けて

食生活の多様化に加えコロナ禍により、米の販売価格が下落していることから、国の「水田農業高収益化推進計画」に着目し、水稲に替わる高収益作物の導入や定着を図る取り組みの推進。また、米の需給緩和・価格安定への対策は、必要かつ十分な施策を講じるよう国、県に働きかけられたい。

5 特産農産物について

農産物のブランド化には総合的な高品位化が必要であるので、市場動向を分析・評価し、「もりやまメロン」に次ぐ競争力のある特産物の創出。また、農業に対する関心を高めるための継続的な情報発信。

6 農業用インフラの整備について

農業用施設の老朽化が進み、維持費用の増加が懸念され、また、異常気象による水害など甚大な被害が発生するおそれに対し既存施設の修繕や改良工事が必要だが、農地の集積集約化が進むにつれ土地持ちの非農家が増加し農地への理解が薄らいでいることから、各土地改良区等が行う施設の改修事業等の支援の充実と十分な予算措置をされたい。

7 地域の農業組合への支援について

地域の農業組合は自治会の一部として運営されてきた中、現在も自治会単位で活動されているところである。市街化が進む区域では農地の減少に伴い組合員の脱退が進んでいることから、農業組合の在り方について検討されたい。

無断転用を防ごう！ —農地を守るのはあなた自身です—

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、駐車場などの用地に転換することをいいます。

一時的な転用とは？

農地を一時的な資材置場、土採取場などとして利用する場合や田・畑を埋め立て造成する場合も転用になり、許可等が必要です。

農地は無断で転用できません。

農地の転用には届出・許可が必要です

違反転用は罰則

許可を受けずに農地の転用をした場合は農地法違反となり、工事の中止はもちろんのこと、元の農地の状態へ復元することになります。これに従わない場合は、懲役または罰金の厳しい罰則が適用されることがありますので、無断転用は絶対に行わないでください。

令和3年遊休農地の実態調査の結果

年	区域	市街化区域		調整区域(白)		調整区域(青)		野洲川跡地等		合計	
	内容	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)
令和3年		13	12,609	64	27,777	28	23,346	23	28,494	128	92,226
令和2年(参考)		11	10,216	70	31,108	24	23,705	53	60,317	158	125,346

令和3年9月から10月にかけて、農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

地域の農業組合長にご協力いただき、農業委員・農地利用最適化推進委員が市内約1,930haの農地について、遊休農地の状況や無断転用の有無などを調査しました。

農業者の高齢化、後継者の不足、不在村所有者の増加等により、小面積の田畑などが耕作されなくなってきています。一方、意欲ある新規就農者等が農地の確保に苦慮されている状況があります。小面積の農地でも集積されれば利用状況も改善され農地の有効利用につながりますが、一部の農地では所有者の理解が得られないことなどから賃貸されない状況も見受けられます。農地所有者の皆さまには、農地の本質である農産物の生産に向けた農地の有効利用に努められるようお願いいたします。

また、住宅地周辺等の農地の遊休化は、「病虫害の発生・不法投棄・火災の原因」などが懸念され、生活環境に大きく影響がありますので、農地の適正な管理に努めてください。

調査の結果、適切な管理がされておらず荒廃化しつつある農地については、農業委員、農地利用最適化推進委員が解消に向けて相談に応じています。また、遊休農地の所有者には利用意向調査を行い、耕作の再開や農地中間管理機構の利用を促すなど、適切な農地の利用に向けた取り組みを行っていきます。

若い農業者の皆さんへ、政策支援加入（保険料の国庫補助）で老後の安心を！ 農業者年金に加入しよう！

- ☆あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。



お申し込みは、農業委員会事務局まで TEL 582-1152

農業者、農業生産組織の皆さん

湖南地域農業振興大会

にご参加ください

地域農業の持続・発展を目的に湖南地域の農業者と農業関係機関・団体職員が一同に会し下記の大会を開催します。申込みは不要で参加費は無料です。多数のご参加をお待ちいたします。

日 時 令和 4 年 2 月 19 日 (土) 午後 1 時 (受付) 午後 1 時 30 分 (開会)

会 場 草津アマカホール (草津市草津三丁目 13-30) TEL 561-2345

対象者 湖南地域の農業者は誰でもご参加いただけます。
(感染症対策のため人数制限があります)

参加費 無料 (直接会場にお越しください)

駐車場 収容台数に限りがありますので、できるだけ乗り合いでご来場ください。



主催：湖南地域農業センター TEL 587-0481

守山市賃借料情報

令和 2 年 1 月から 12 月までに締結された賃貸借における賃借料平均 (10a あたり) は、以下のとおりです。

ただし、本情報は実勢の集計値であるために拘束力はなく、賃借料は対象農地の状況 (耕作の難易度、土地の広さ、形状等) に合わせて、当事者同士で十分協議し設定してください。なお、既に賃貸借設定されている期間中は、その契約内容に従ってください。

令和 3 年 11 月 10 日 守山市農業委員会

10a あたり (単位: 円)

区分	学区名	平均額	最高額	最低額	データ数	<参考>平均額 (H31.1 ~ R元,12)
田	守 山 学 区	4,700	5,000	4,500	5	4,650
	吉 身 学 区	6,583	8,000	4,500	12	-
	小 津 学 区	9,350	10,000	4,000	301	7,888
	玉 津 学 区	9,573	10,000	5,000	130	9,330
	河 西 学 区	6,322	8,000	4,000	83	7,633
	速 野 学 区	8,746	10,000	3,000	131	8,576
	中 洲 学 区	9,801	12,000	5,000	224	10,085
畑	守 山 学 区	7,162	15,000	3,000	32	6,597
	吉 身 学 区					
	小 津 学 区					
	玉 津 学 区					
	河 西 学 区					
	速 野 学 区					
	中 洲 学 区					
野洲川地区農地開発区域	— (注 1)	12,000	2,000	32	1,865	

※データ数は、集計に用いた筆数です。

※平均額は、各区分の10a当たりの賃借料合計をデータ数で割った値です。

(全賃借料データの平均値×1.7 (野洲川1.8) 以上および平均値×0.3 (野洲川0.2) 以下を除外しています。)

(注 1) 平均額は6,813円となるが、前年の平均額との相違が著しいため参考に値しないので「未表示」とします。